

## アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運営業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和5年2月14日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 目的

アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運営業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

### 2 業務の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 委託名   | アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運営業務委託  |
| (2) 業務内容  | 別添「仕様書(案)」を参照のこと  |
| (3) 委託期間  | 契約日から令和6年3月31日まで  |
| (4) 概算予算額 | 総額79,945,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内<br>※ 令和5年度分。成果指標を上限まで達成した場合の成果連動報酬分や協賛金獲得手数料も含む。なお、提案上限額は76,300,000円とする。 |
| (5) 支払条件  | 完了後払い   |
| (6) 契約保証  | 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)<br>本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。         |

### 3 参加資格

#### (1) 資格要件

本企画競争に参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たす者(単独企業)又は満たす者で構成された共同企業体とする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。

- (イ) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載のあること。現在、有資格者名簿に登載のない者も企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（別表1）に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (ウ) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

(2) 共同企業体の構成要件

共同企業体で参加する場合の構成要件は以下の通りとする。

- (ア) この企画競争において、1事業者は同時に2つ以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- (イ) 共同企業体の構成員は、単独でこの企画競争に参加することはできない。
- (ウ) この業務委託の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とする。
- (エ) 共同企業体の代表者は第1構成員とする。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和5年3月17日（金）午後5時15分まで
仕様書（案）等に関する質問受付	令和5年2月22日（水）午後5時15分まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和5年3月3日（金）午後5時15分までに掲載
企画提案書の提出	令和5年3月6日（月）～令和5年3月17日（金） 午後5時15分必着
ヒアリングの実施	令和5年3月23日（木）頃
審査結果の通知	令和5年3月24日（金）頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-14-0-0-0-0.html>

## 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

### (1) 受付方法

電子メールで、アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託企画競争に係る質問書（様式2）を岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課へ提出してください。メールの件名は「【企画競争質問】アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託」としてください。それ以外の方法では受け付けません。なお、提出後は、必ず電話により到達の確認を行ってください。

【提出先】岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課

【電子メール】hokenkanrika@city.okayama.lg.jp

【電話番号】086-803-1250

### (2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ回答を掲載します。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出方法

岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課宛に持参、もしくは「アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

### (2) 提出書類

#### ① 企画競争参加申請書（様式1）

#### ② 企画提案書【任意様式】

- ・用紙は原則としてA4版、左綴じ、両面使用とします。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えありません。
- ・ページ番号は目次を除いた通し番号とし、各ページの下部中央に印字してください。
- ・以下に掲げる項目に関しては、企画提案書に各項目名を明記し、提案内容欄に記載の内容について、文章または図表で表現してください。
- ・提案にあたっては、仕様書（案）記載の内容も考慮し、3年間事業を継続する想定で記載してください。

	項目	提案内容
ア	事業の全体コンセプト	・事業の全体概要（3年想定） ・具体的な実施計画、年間スケジュール(イ～カの項目を含めたもの)(※)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の名称</li> </ul> <p>※ ポイント事業開始時期は原則8月とし、困難な場合は困難な理由と実現可能なスケジュールを示してください。</p>
イ	スマートフォンアプリについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリの概要、セールスポイント</li> <li>・参加者の利用開始までの具体的なフロー（リードタイム含む）</li> <li>・データの利活用に関する方策</li> </ul>
ウ	ポイントプログラムの考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントプログラムの設計（ポイント対象とする活動内容、店・メニューの認定基準、ポイント配分等の考え方）</li> </ul> <p>※ 具体例も交えながら、アプリの機能を活用したもの／リアルなイベント実施によるもの／事業参画企業を巻き込んだものそれぞれわかるように記載してください。</p>
エ	参加者へのインセンティブの提供案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ提供の設計（特典の種類や配布数、提供のタイミング、獲得ポイントによる抽選の仕組み等の考え方）</li> </ul> <p>※ 後述の⑤記載の特典経費上限を考慮のうえ提案してください。</p>
オ	広報（情報発信）の展開案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者目標を実現するための工夫</li> <li>・プロモーションイベントの詳細</li> </ul> <p>※ 使用する媒体、内容、回数等、具体例も交えて記載してください。</p>
カ	参画企業の強化・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント対象店の増加と、ポイント対象店利用促進のための工夫</li> <li>・協力企業の増加と、協賛品、広告、寄附を集める工夫</li> <li>・参画企業と連携したイベント、企画の内容案</li> </ul>

③ 機能評価シート（様式4）

④ 事業実施の体制（任意様式）

- ・どのような体制及び人員で事業を実施（問い合わせ対応、アプリの開発・保守、イベントを含めた広報の実施、参画企業の拡大含む）するのかが分かる体制図を作成してください。共同企業体での提案の場合は、全体の体制とそれぞれの役割をわかりやすく記載してください。
- ・各業務の業務責任者及び業務従事者について、氏名・役職・職務経歴等を具体的に記載してください。

⑤ 経費の積算表（任意様式）

- ・成果指標を100%達成するために必要な経費（特典経費も含む）を全て計上してください。なお、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ）は76,300千円とし、そのうち特典経費の上限は14,700千円とします。

- ・積算の内訳（アプリ開発費、アプリの運用・保守費、事務局業務費、広報費、参加者へのインセンティブ費等）を明示してください。
  - ・事業実施期間を3年としたときの事業全体の予算の見通しをたてるため、2年目及び3年目の経費について、別葉に記載してください。なお、2年目以降の経費は、1年目の経費を上限としてください。
- ⑥ 類似業務実績（任意様式）
- ・国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注する健康ポイント事業で、平成31年4月1日以降に元請として実施したものがあれば、詳細（発注者、事業概要、実施期間、参加人数、金額等。記載可能な情報のみで可）を記載し提出してください。
- ⑦ 共同企業体協定書及び委任状（資料1及び資料2参考）
- ・共同企業体で参加する場合は提出してください。
- ⑧ 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（別表1）に掲げる書類
- ・有資格者名簿に登載が無い場合のみ（共同企業体での参加の場合、有資格者名簿に登載が無い構成員のみ）提出してください。

(3) 提出部数 各12部

- ・社名（共同企業体名）及び代表者印のあるもの1部（正本）
- ・社名（共同企業体名）及び代表者印のないもの11部（副本）

(4) 注意事項

- ① 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ② 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ③ 提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとします。
- ④ 提出期限にかかわらず、提出後の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 参加申請書の提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式3）を岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課に持参してください。

## 8 特定方法等

### (1) 審査体制

アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

### (2) 審査方法

- ① 選定委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ② 選定委員会は、評価基準をもとに265点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

### (3) ヒアリングの実施

- ① 発表時間は1事業者につき20分以内とし、その後、委員が質問を行います。
- ② 発表は提出資料のみをもって行うこととし、資料の追加は認めません。
- ③ 詳細な日時、場所については後日お知らせします。

### (4) 評価基準

アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託 評価基準(別表2)のとおり

### (5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に選定委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が、「7(2)⑤経費の積算表」記載の提案上限額を超過している場合
- ⑦ 「8(4)評価基準」に定める評価基準の項目ごとの得点に0点がある場合
- ⑧ 評価の合計得点が100点を下回る場合
- ⑨ その他選定委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

### (6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

## 9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

選定委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとします。

本事業は、令和8年3月31日までの3年間の事業実施を予定していますが、令和6年度以降は毎年度協議を行い契約を締結することとし、令和5年度の契約を締結した時点で、令和6年度以降の契約を保証するものではありません。

## 10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、委託事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (9) 本業務に関する予算は、岡山市令和5年度当初予算案に計上し、岡山市令和5年2月定例市議会に提案しておりますが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。令和6年度以降についても同様とします。また、本事業は国の交付金の活用を予定したものであり、国の交付決定がない場合は、本業務の執行は行いません。なお、本業務を執行しない場合の応募者における損害については、市は一切負担しません。

### 【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課  
健康寿命延伸室（岡山市保健福祉会館7階）  
担当：杭田、小櫻  
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号  
電話：(086)803-1250 FAX：(086)803-1756  
電子メール：[hokenkanrika@city.okayama.lg.jp](mailto:hokenkanrika@city.okayama.lg.jp)